

階層区分		助 成 金 額 （ 月 額 ）	
		3 歳未満児	3 歳以上児
第 3 階層～ 第 5 階層	市民税均等割の み～市民税 57,700円未満	対象児童の保育料の100分の100に相当する額	対象児童の保育料の100分の100に相当する額
第 6 階層～ 第 8 階層	57,700円以上 97,000円未満	対象児童の保育料の100分の75に相当する額	対象児童の保育料の100分の50に相当する額
第 9 階層～ 第12階層	97,000円以上 169,000円未満	対象児童の保育料の100分の35に相当する額	対象児童の保育料の100分の30に相当する額
第13階層～ 第16階層	169,000円以上 301,000円未満	対象児童の保育料の100分の30に相当する額	対象児童の保育料の100分の30に相当する額
第17階層	301,000円以上 397,000円未満	対象児童の保育料の100分の20に相当する額	対象児童の保育料の100分の30に相当する額
第18階層	397,000円以上	0 歳児は対象児童の保育料の100分の5に相当する額	対象児童の保育料の100分の30に相当する額
		1 ～ 2 歳児は対象児童の保育料の100分の20に相当する額	
1 同一世帯に 2 人以上の入所児童がある場合には、個々の入所児童の年齢に応じて定められる額を合算した額を助成額とする。			
2 算定した助成金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			